

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十九日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

	七種	53,900円 (条例別表第三ロの備考(二)に定め あつては、54,900円)
--	----	---

別表第二の四の表3級の項中

を る職員に	五種	71,900円
	六種	62,900円
	七種	53,900円 (条例別表第三ロの備考(二)に定める職員に あつては、54,900円)

改める。

別表第三の四の表3級の項を次のように改める。

3 級	五 種	52,700 円
	六 種	46,100 円
	七 種	38,600 円 (条例別表第三口の備考(二)に定める職員にあつては、39,500 円)
	八 種	32,900 円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。